

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月10日（月） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員3名）

### 農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、  
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、  
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、11番 占部 博、12番 遠藤讓一、  
13番 阿部 進

### 推進委員（3名）

6番 北崎哲之、7番 荒木重幸、9番 奥水英治

- 4 欠席委員 なし（欠員 農業委員1名）

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- (1) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第14号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動  
の目標の設定等について

#### 第3 報告事項

- (1) 報告第7号 非農地証明願の届出について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次

係長 佐野 史晃  
主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議 長 ただ今から令和 5 年度 第 4 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 13 名中 13 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。13 番 阿部委員、2 番 山本委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。  
まず議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1 ページ議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号 1 番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 何もありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 それでは採決に入ります。事件番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号 2 番 説明】

議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 親戚関係にあり、今後の管理が厳しく今回の申請となった。今後このような案件は増えていくと思いますが、問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 それでは採決に入ります。事件番号 2 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 2 番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第 1 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 9 ページ議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして 10 ページ農地法第 5 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を願います。

委 員 特に補足はありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見を願います。

- 委員 現地確認では、草の管理ができておらずご迷惑おかけしました。他は問題ありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委員 横の畑は残らないのですよね。
- 係長 申請地目は畑と宅地になっており、畑を転用するということです。
- 議長 もう一筆は宅地ということですね。それから、5条の場合は必ず現地調査に参りますので申請地の地形がわかるように草だけは最低限切っておいてください。事務局も指導をお願いします。
- 議長 他に無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 **【事件番号2番 説明】**
- 議長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 現地は宅地と市道に囲まれた場所ですので、問題ないと思います。
- 議長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 現地調査の時にもお願いしましたが、排水路の確認を地権者、耕作者にお願いします。手前の田の方に持ってきて頂くようお願いいたします。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質

疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 なし

議長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議長 次に、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係長 27ページ議案第13号農用地利用集積計画の決定につきまして、28ページをご覧ください。  
こちらは機構への所有権移転です。

#### 【説明】

議長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議長 次に、議案第14号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。それでは、事務局説明をお願いします。

係長 続きまして、32ページ、議案第14号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適活動の目標と設定等についてでございます。

農業委員会法第37条に基づく実施状況の公表資料になります。様式は定められておまして、まず33ページより令和4年度の実施状況の公表資料、38ページより令和5年度の目標設定等の公表資料を添付いたしております。内容につきましては、農業委員会の現在の体制や農家・農地等の概要、農地の集積や遊休農地の状況等が主な内容となります。本委員会での議決後、ホームページにて公表する予定としております。

- 議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 　33 ページの基本構想到達者とは、どのようなものか。
- 係 長 　認定農業者にはなっていませんが、概ねその要件を備えた方々です。そのような方が、58名の他に32名おられます。
- 議 長 　なぜ認定農業者になられないのですか、という斡旋はしないのですか。
- 係 長 　認定農業者になると負担になるという風に考えられるからです。
- 議 長 　認定農業者の協議会に入会しない人もいるがなぜなのか。
- 係 長 　認定農業者になるメリットは、資金関係や補助事業が主です。無理に強制して入会を求めているようではないようです。
- 委 員 　私は本日入会させていただきましたのでご報告します。
- 委 員 　女性農業委員の任命についてはどうお考えですか。県内でもゼロというのは少なくなりつつあります。
- 係 長 　現状、委員の選任に向けては地域に推薦を委ねております。地域から1名の推薦をお願いし、その1名を女性にという地区はなかなか出ない状況です。地域を背負う負荷が大きいものと思われまます。
- 議 長 　以前の体制の時には、女性の認定農業者が委員として出られましたし、市議会議員からも女性委員が出られたこともあります。また、JAからも女性理事が委員として出られました。その時は3名おられましたが。
- 委 員 　定数14名とは別枠で、女性委員枠を作ることができるのではないかと確認してください。
- 係 長 　来月の総会で報告します。
- 議 長 　現委員には申し訳ないが、中立委員を女性にという考え方もあります。

いずれにしても、検討課題ではあります。

議 長 その他、質問・意見等ございますか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。本内容については、今後市のホームページ上で公表することとなります。

議 長 次に日程第3， 報告事項でございます。報告第7号非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 41 ページ報告第7号 非農地証明願届出につきまして、42 ページをご覧ください。非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

#### 【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第7号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。